千葉市水道局告示第１７号

水道法第１６条の２第１項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第５条第１号の規定により告示します。

令和７年５月２９日

千葉市長　神　谷　俊　一

所　在　地	福岡県北九州市小倉南区堀越４１３
商　　号	株式会社タカギ
代　表　者	代表取締役　髙城　いづみ
指定年月日	令和７年４月２８日
指定番号	第４７０号